

「中央卸売市場再整備基本方針検討支援業務」 企画提案応募要領

沖縄県では「中央卸売市場再整備基本方針検討支援業務」を公募により実施します。受託を希望される方は、次の要領に従って企画提案書等を提出してください。

1. 業務名

中央卸売市場再整備基本方針検討支援業務

2. 事業の目的

沖縄県中央卸売市場は県内の生鮮食料品の円滑な流通を確保する拠点及び生産者の出荷先として第一次産業を支える重要な役割を担っている。

コールドチェーン化の推進、衛生管理の高度化を含め、近年の流通環境の変化に対応した機能強化に取り組むとともに、再整備を含めた老朽化に伴う各種対策に取り組んでいくため令和元年度から令和5年度に各種調査を実施し、令和6年度に民間事業者から再整備案の公募を実施し、対話事業者を選定した。

本業務は、対話事業者の提案を踏まえ、再整備に関する市場関係者意見のとりまとめ、合意形成を図るとともに、対話事業者との調整や再整備に向けた課題の整理、解決策を検討するなど、再整備基本方針の検討を支援することを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月27日(金)まで

4. 委託業務内容

詳細は「委託仕様書」参照のこと。

5. 応募参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (3) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (4) 計画策定や調査・分析、施設整備等のコンサルティング能力を有すること。
- (5) 県内に事業所を有すること。共同企業体で本業務を実施する場合には、沖縄県内に本店または支店を有する事業者が必ず1社以上参加していること。
- (6) 今回の委託業務を実施するため、選任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (7) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体を構成する全ての事業者が、上記応募資格（1）及び（2）の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格（3）及び（4）の要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - ⑤ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (8) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件であること。

6. 応募方法等

(1) 参加申込

ア 申込期間：令和7年5月26日（月）～令和7年6月6日（金） 17:00

イ 提出書類：参加申込書 【様式1】

ウ 提出方法：持参、郵送、ファクシミリまたはEメール

* 郵送で提出する場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

* 郵送以外の申請については必ず受信確認を行うこと。

※共同企業体での応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

(2) 企画提案

ア 提出期限：令和7年6月16日（月）17:00

イ 提出書類：応募申請書 【様式2】

企画提案書及び応募書類一式【様式3～8】

（下記7. 参照）

ウ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

(3) 質問がある場合は、令和7年6月2日（月）17:00までにファクシミリ、

Eメールいずれかの方法により質問書【様式9】を提出すること。

ファクシミリまたはEメールで提出する場合は、受信確認が必要。

回答は、令和7年6月9日（月）までに当課ホームページへの掲載をもって回答とする。

提出場所：沖縄県農林水産部流通・加工推進課 流通政策班

電子メールアドレス aa048600@pref.okinawa.lg.jp

※メールにて送付、流通・加工推進課あて電話にて受信確認を行うこと。

(4) 応募書類等の提出

応募書類等の提出は、持参又は郵送にて提出すること。

ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するように送付すること。

提出場所：沖縄県農林水産部 流通・加工推進課 流通政策班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁9階

電話番号 098-866-2255 F A X 番号 098-862-7519

7. 提出書類等

- (1) 参加申込書・・・・・・・・・・【様式1】
- (2) 企画提案応募申請書・・・・【様式2】
- (3) 企画提案書・・・・・・・・・・【様式3】
- (4) 会社概要書・・・・・・・・・・【様式4】
- (5) 積算書・・・・・・・・・・【様式5】

※1 A4版縦置き・横書きを基本に、必要に応じA4版横置き・横書きを可とする。

積算書の費目については、各積算費目の内訳と単価を記載し、以下の内容で提出すること。

- ① 直接人件費（事務局の人件費）
 - ② 直接経費
 - ・報償費（有識者等謝金）
 - ・旅費
 - ・消耗品費
 - ・印刷製本費
 - ・再委託費
 - ・その他（本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に本県が必要と認める経費）
 - ③ 一般管理費（「人件費＋直接経費－再委託」の10%以内）
 - ④ 消費税
- 旅費等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。

※1 各積算費目の単価と内訳を記載すること。

※2 この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

- (6) 実績書・・・・・・・・・・【様式6】
- (7) 誓約書・・・・・・・・・・【様式7】
- (8) コンソーシアム協定書・・【様式8】
- (9) 質問書・・・・・・・・・・【様式9】
- (10) その他提案に関する資料【様式任意】

※コンソーシアムの場合は、【様式4】【様式6】【様式7】については構成員ごとに作成するとともにコンソーシアム協定書【様式8】の写しを添付すること。

※【様式4】会社概要書には2期分の決算書も添付すること。コンソーシアムの場合は全構成員分添付すること。

※提出部数： 応募申請書1部、その他については各9部。
（原本1部、残り8部は原本写しを提出）

※コンソーシアムの場合の書類の綴り方については、企業ごとでまとめるのではなく、様式の順番に綴ること。それぞれ様式ごとにまとめて綴ること。

例) ○ 様式4（企業A、企業B）、様式5（企業A、企業B）

× 企業A（様式4、様式5）、企業B（様式4、様式5）

8. 見積に関する要件

- (1) 提案にあたっては、総額 30,018千円(消費税込み)を上限として見積もること。
なお1円未満の端数が生じる場合は切り捨てること。
- (2) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。なお、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、協議の上、改正後の税率により定めるものとする。
- (3) この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

9. 提案の審査・選定等

受託事業者の決定については、一次審査として提出された上記 7 の書類に基づく書類審査を行った後、沖縄県に設置する企画提案選定委員会において二次審査を行い、入選者を選定する。

また、二次審査は、書面審査により行う。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには一切応じない。

10. 委託契約について

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約する。

11. スケジュール

令和 7 年 5 月 26 日（月）	公募開始
令和 7 年 6 月 2 日（月）	質問書の提出期限
令和 7 年 6 月 16 日（月）	応募書類等の提出期限
令和 7 年 6 月 23 日（月）～	企画提案選定委員会による審査（予定）

12. その他の注意点

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 期限までに提出のあった企画提案書等について、後日ヒアリングを行うことがある。
- (3) 提出書類の作成及びヒアリングへの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (5) 委託予定業者の選定にあたっては、企画提案された内容を総合評価し決定するため、個別事業の実施については、県と委託予定業者間で協議のうえ、是正し実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 契約手続きに関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (7) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (8) 事業終了時には、証票を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。
- (9) その他詳細は、「業務委託仕様書」による。

（※）契約保証金について（抜粋）

地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

沖縄県財務規則第 101 条第 2 項

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

13. 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁9階
沖縄県農林水産部流通・加工推進課 流通政策班 上原、仁科
電話番号098-866-2255／FAX番号098-862-7519